

工事情報共有システムの試行要領

京都府建設交通部指導検査課

(趣旨)

第1条 この要領は、建設交通部が発注する工事（営繕工事を除く）において、ASP方式の工事情報共有システムの活用により、更なる受発注者間の業務効率化及び書類の簡素化を図るため、工事情報共有システムの試行において、必要な事項を定めたものである。

(システム利用により共有する書類)

第2条 「工事打合簿（指示・協議・承諾）」及び「工事履行報告書」とする。

(工事情報共有システム)

第3条 試行において使用する工事情報共有システムは、以下のシステム事業者の中から受注者が選択することとする。システム利用登録や利用料支払等の手続きは、受注者とシステム事業者とが直接行うこととする。
(株)アイサス、(株)建設システム、川田テクノシステム(株)、
(株)建設総合サービス、日本電気(株)、(株)ビーイング、(株)現場サポート
記載の7社は、京都府の提出書類様式に対応しているシステム事業者である。

(システム利用料)

第4条 工事情報共有システムの利用に関する費用（登録料及び利用料等）は、工事費の共通仮設費率計上分（技術管理費）に含まれている。

(工事成績評定での加点)

第5条 工事情報共有システムを利用した工事については、工事成績評定の創意工夫において、1点加点する。

(システム利用に関するアンケート)

第6条 工事情報共有システムを利用した工事については、受注者（主任技術者等）及び発注者（監督職員）がそれぞれアンケート調査に回答し、工事完成後すみやかに指導検査課指導担当に提出することとする。

(設計図書への明示)

第7条 特記仕様書において、以下のとおり記載することとする。

(工事情報共有システムの利用)

受注者がASP方式の工事情報共有システムの利用を希望し、発注者が承諾した場合は、システムを利用することが出来る。

(1) 工事情報共有システムにより共有する工事書類は、「工事打合簿」と「工事履行報告書」とする。

(2) 使用するシステムは、下記システム事業者の中から受注者が選択する。

(株)アイサス、(株)建設システム、川田テクノシステム(株)、
(株)建設総合サービス、日本電気(株)、(株)ビーイング、(株)現場サポート
上記7社は、京都府の提出書類様式に対応しているシステム事業者である。

(3) システム利用に係る一切の費用は共通仮設費率分に含まれており、システム利用登録や利用料支払等の手続きは受注者とシステム事業者が直接行うこととする。

(4) 工事情報共有システムを利用した工事については、工事成績評定の創意工夫において、1点加点する。

(5) 工事完成時に、工事情報共有システム利用に関するアンケートを提出することとする。

附則

この要領は、平成27年9月1日から施行する。

この要領は、令和元年7月1日から改正する。

この要領は、令和元年9月1日から改正する。